

藤沢市地震対策条例の一部改正について
藤沢市地震対策条例の一部を次のように改正する。

2017年(平成29年)2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市地震対策条例の一部を改正する条例

藤沢市地震対策条例(昭和59年藤沢市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に改め、同条第6号ア中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に改め、「第6条」を削り、「第3条の許可」を「第3条の登録」に改め、同号イ中「又は第4条」を削り、「第3条の2」の次に「又は第4条」を加え、同号ウ中「ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条」を「ガス事業法(昭和29年法律第51号)第35条」に、「第6条の許可」を「第6条の認可」に改め、同号エ中「の免許に係る施設、同法」を「又は」に、「第4条の免許」を「第4条第1項の許可」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、ガス事業法の一部が改正されたこと等に伴い、規定を整備する必要による。